

令和元年度第1回学長選考会議議事要旨

日 時 令和元年6月19日(水) 13時00分開会
13時33分閉会

場 所 札幌駅前サテライト(教室1)

出席者 松岡(議長)、今井、柿沼、蔵本、見上
並川、海老名、浅利、後藤、志手、羽賀、阿部、横山

欠席者 小野寺、佐藤、高久

議事に先立ち、事務局から、令和元年5月23日付けで、学長選考会議委員に就任した教育研究評議会選出の委員(学長選考会議規則第2条1項1号)について、報告があった。

(議 事)

- 1 国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用の一部を改正する運用(案)について

議長から、資料3に基づき、学長選考規則第8条で規定されている学長の再任時における選考について、昨年度の経過を踏まえ、同規則に関する運用に手続きを記載することについて説明があり、審議の結果、了承され、本日付けで改正することとした。

- 2 学長の業績評価について

議長から、学長の業績評価スケジュール(案)及び評価項目等について説明があり、了承された。

併せて、北海道教育大学長の業績評価に関する要項第4条の規定に基づく評価資料について説明がなされた。

- 3 次回の開催日について

次回(第2回)は、8月27日(火)13時から札幌駅前サテライトで開催する予定とした。

以 上

令和元年度 第1回学長選考会議開催要項

○日 時 令和元年6月19日（水） 13時00分～14時00分

○場 所 札幌駅前サテライト教室1

○議 題

- 1 国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用の一部を改正する運用（案）について
- 2 学長の業績評価について

○配付資料

- 資料1 学長選考会議委員名簿（平成31年6月19日現在）
- 資料2 平成30年度第5回学長選考会議議事要旨
- 資料3 国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用の一部を改正する運用（案）
- 資料4 国立大学法人北海道教育大学長の業績評価に関する要項

学長選考会議委員名簿（令和元年6月19日現在）

選出区分	氏名	現職等
教育研究評議会 委員（7名） （規則2条1項1号）	並川 寛 司	札幌校キャンパス長
	海老名 尚	旭川校キャンパス長
	浅利 祐 一	釧路校キャンパス長
	後藤 泰 宏	函館校キャンパス長
	志手 典 之	岩見沢校キャンパス長
	羽賀 將 衛	保健管理センター長
	高久 元	附属札幌小学校長
経営協議会委員 （7名） （規則2条1項2号） ※五十音順	○今井 明日香	弁護士法人 白総合法律事務所
	小野寺 俊 幸	J A 北海道中央会副会長
	柿沼 博 彦	前 北海道旅客鉄道株式会社特別顧問
	蔵本 康 彦	元 北海道小学校長会会長
	佐藤 嘉 大	北海道教育委員会教育長
	◎松岡 和 久	公益財団法人C I E S F副理事長
	見上 一 幸	前 宮城教育大学学長
理事（2名） （規則2条1項3号）	阿部 修	
	横山 吉 樹	

◎議長、○議長代理

平成30年度第5回学長選考会議議事要旨

日 時 平成31年1月30日（水） 10時00分開会
12時05分閉会

場 所 札幌駅前サテライト（教室1、教室2）

出席者 松岡（議長）、今井、柿沼、蔵本、見上
並川、海老名、浅利、後藤、志手、羽賀、高久、阿部、横山

欠席者 小野寺、佐藤

（議 事）

1 学長候補者の決定について

蛇穴治夫学長から提出のあった所信書（資料2）について確認の後、学長への面談を実施した。

面談の後、学長の業績並びに面談結果を踏まえ、学長に再任の意思を確認し、満場一致で、蛇穴治夫学長の再任を決定した。

2 学長選考結果の公表について

議長から、資料5に基づき、国立大学法人北海道教育大学学長選考規則（以下「学長選考規則」という。）第10条に基づく選考結果等の公表について説明があり、本日15時に本学ホームページ及び全学統一グループウェアで公表するとともに、報道機関へのプレスリリースを行うこととした。

また、選考結果等に係る公表内容について審議し、決定した。

3 その他

今回の経過を踏まえ、学長選考規則第8条の運用等について、同規則に関する運用への記載等を含めて検討することとした。

以 上

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用の一部を改正する運用

(改正理由)

学長の再任時における手続きを円滑に進めるため、所要の改正を行うものである。

制 定 令和元年 6 月 1 9 日

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用（平成 17 年 5 月 17 日学長選考会議決定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

改正後	現行
規則第3条関係（略）	規則第3条関係（略）
規則第6条関係（略）	規則第6条関係（略）
規則第7条関係（略）	規則第7条関係（略）
規則第8条関係 <u>1 学長選考会議は、国立大学法人北海道教育大学長の業績評価に関する要項(平成29年6月21日学長選考会議決定)第3条第2項により作成した当該学長に係る評価書に基づき、当該学長の業績を評価するものとする。</u> <u>2 学長選考会議は、前項の評価の結果、当該学長に再任されるに値する十分な業績があると判断した場合は、当該学長の再任の意思を確認し、当該意思がある場合には、当該学長に対し、再任後における抱負等を記載した所信書の提出を求めるものとする。</u> <u>3 学長選考会議は、前項により所信書が提出されたときは、当該学長への面談を実施するものとする。</u> <u>4 学長選考会議は、第1項の業績評価、第2項により提出された所信書及び前項の面談に基づき、当該学長の再任の可否を決定する。</u>	(新設)
規則第9条関係（略）	規則第9条関係（略）
規則第10条関係（略）	規則第10条関係（略）
規則第13条関係（略）	規則第13条関係（略）
別記様式第1号～別記様式第3号（略）	別記様式第1号～別記様式第3号（略）

付 記

この運用は、令和元年6月19日から実施する。

○国立大学法人北海道教育大学長の業績評価に関する要項

(平成29年6月21日学長選考会議決定)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人北海道教育大学学長選考会議規則(平成16年規則第132号)第3条第3号に基づき、学長選考会議が学長の業績評価に関する事項を審議するに当たり、必要な事項を定める。

(業績評価の実施)

第2条 学長選考会議は、学長の任期の起算日(以下「任期の初日」という。)から同任期の末日の8月前までに学長の業績評価を行う。

2 学長の業績評価は、任期の初日から1年を超えた後に行うものとし、年度単位で実施することを原則とする。

(業績評価の方法)

第3条 学長の業績評価は、次に掲げる手順及び方法により実施する。

(1) 学長選考会議は、第4条に掲げる資料を審査し、学長と面談する。ただし、同面談は、非公開とする。

(2) 学長選考会議は、前号の審査及び面談に基づき学長の業績評価を決定し、評価書(別記様式。以下「評価書」という。)を作成する。

(評価資料)

第4条 学長の業績評価にあたって審査の対象とする資料は、次に掲げる資料とする。ただし、第1号から第5号に掲げる資料については、評価対象の年度内に作成されたものを対象とするものとし、同資料が当該年度内に作成されていない場合は、同資料を審査の対象から除外することができる。

- (1) 国立大学法人評価(年度評価)に係る資料
- (2) 国立大学法人評価(中期目標期間評価)に係る資料
- (3) 大学機関別認証評価に係る資料
- (4) 専門職大学院認証評価に係る資料
- (5) 監査報告
- (6) 望ましい学長像及び学長候補者所信書
- (7) その他学長選考会議が必要と認める資料

(業績評価の公表等)

第5条 評価書を作成した場合は、速やかに、同評価書の内容を、学長に通知するとともに、本学ホームページ上において公表する。

(学長への支援及び助言)

第6条 学長選考会議は、学長の業績評価の結果及び学長の業務の遂行状況に基づき必要と認める場合は、学長に対して、支援又は助言を行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、学長の業績評価に関する事項の審議に当たり必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年6月21日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

別記様式(第3条関係)

国立大学法人北海道教育大学 学長業績評価 評価書

[別紙参照]

別記様式（第3条関係）

国立大学法人北海道教育大学 学長業績評価 評価書

学長選考会議

1 評価

--

2 各委員からの主な意見等

--